

第5回西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

日時：平成15年2月28日（金）午後1時30分

場所：西条市役所 5階大会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 議 事

（1）報告事項

報告第19号 予算費の充用について

報告第20号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市名候補選定小委員会報告について

報告第21号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市建設計画策定小委員会報告について

報告第22号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市名候補選定小委員会報告について

報告第23号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市の事務所の位置検討小委員会報告について

報告第24号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市建設計画策定小委員会報告について

（2）継続協議事項

協議第10号 地方税の取扱い（その1）について

（3）新規協議事項

協議第11号 使用料・手数料等の取扱い（その1）について

協議第12号 地域審議会の取扱いについて

協議第13号 新市将来構想について

4 その他

(1) 第6回会議の開催日時等について

5 閉会

○出席委員

伊藤 宏太郎	青野 勝	渡部 高尚	塩出 皓治
石川 昭司	近藤 経美	北野 英昭	戸田 健一
青木 五十司	荃田 元近	岡田 初	真鍋 行義
井上 豊實	越智 宏司	佐伯 出	塩崎 武司
久門 渡	瀬川 政子	渡邊 良一	山内 サダ子
森川 義彦	服部 和子	越智 哲雄	今井 正次
青野 久美	玉井 泰三	有馬 馨	渡部 綏彦

○欠席委員

徳永 英光

○欠席顧問

玉井 実雄	藤田 実男	渡部 浩	明比 昭治
-------	-------	------	-------

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	ただいまから西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の第5回会議を開会いたします。 開会に当たりまして、合併協議会の会長からごあいさつを申し上げます。
伊藤会長	皆さん、こんにちは。 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。 委員の皆様方々には、またきょう県議会で委員会の皆さん方、顧問の方々出席いただいておりますけれども、本当に皆様方には大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、特段のご尽力に対しまして、心から感謝申し上げます。 さて、本日の会議であります、小委員会委員長報告など、報告案件3件、協議案件3件と、後ほどご説明をさせていただきますが、本日、追加提案させていただいております、小委員会委員長報告案件3件と協議案件1件の計10件の議題、これを予定しております。委員の皆様には忌憚のないご意見をいただきますとともに、協議会のご趣旨ご理解いただきまして、委員間での活発なご議論をお願いいたしまして、私のごあいさつとさせていただきます。 本日は、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。
真鍋局長	ありがとうございました。 議事に入ります前に、本日、お手元に追加で会議資料（その2）をご配付させていただいておりますので、ご了承をお願いいたします。 案件につきましては、本協議会会議資料発送後に開催されました、

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	各小委員会の報告事項３件及び小委員会でまとまりました「新市将来構想について」の協議事項でございます。よろしくお願いをいたします。 それでは、ただいまから議事に入りたいと思いますが、会議の議長は、合併協議会規約第１０条第２項の規定によりまして会長が務めることとなっておりますので、議長を会長にお願いいたします。 なお、ご発言の際には、挙手をいただければ、事務局職員がマイクをお持ちいたしますので、それをご使用いただきますようお願いを申し上げます。 また、本日の委員参加数は、委員２９名中２８名でございますので、本日の会議は成立しておりますことを、まずご報告申し上げます。 また、報道関係者から撮影の申請がありましたので、許可しておりますことをあわせてご報告いたします。 それでは、会長、議長をよろしくお願いいたします
伊藤議長	それでは、早速会議次第の３、議事に入らせていただきます。 報告第１９号「予備費の充用について」を議題といたします。事務局より報告を求めます。
倉田次長	議長。
伊藤議長	どうぞ。

発言者	議題・発言内容
倉田次長	それでは、会議資料の２ページをお願いいたします。 報告第１９号「予備費の充用について」、ご説明をいたします。 １月３１日に開催をいたしました、第４回合併協議会におきましてご報告をいたしましたが、今後の事務の増加に対応するため、平成１５年１月１日付で、急遽事務局職員２名の増員を行っております。この職員の増員に伴いまして、事務室の増設に伴う費用、パソコンなどの増設による費用及び事務量の増加に伴います効率化を図るため、印刷機等備品の購入費の費用につきまして、急遽対応する必要が生じたので、やむなく予備費より充用いたしました。このため、協議会財務規程第７条の規定に基づきまして報告をするものでございます。 内容につきましては、お手元の資料でございますように、修繕料、借上料及び備品購入費で、合計１２万８,０００円の充用をいたしました。 以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。
伊藤議長	ただいま事務局からの報告のございました報告第１９号、本件について、何かご質問等ございませんか。 （「なし」の声あり）
伊藤議長	特になければ、ご了承を賜りたいと思います。 次に、報告第２０号「西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市名候補選定小委員会報告について」及び、本日追加資料としてお手元に配付しております、第５回会議資料（その２）に、報告

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	第２２号として、「西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市名候補選定小委員会報告について」の２件につきまして、小委員会の委員長より報告を求めます。
井上委員長	議長。
伊藤議長	どうぞ、井上委員長。
井上委員長	座ったまま失礼をいたします。 新市名候補選定小委員会委員長の井上でございます。 それでは、第３回新市名候補選定小委員会の経過と結果のご報告を申し上げます。 会議資料の４ページをお願いいたします。 第３回小委員会は、２月１０日午後１時３０分から丹原町役場で開催をされました。 まず、報告事項①として、小委員会委員の変更についてが事務局より報告をされ、資料にありますように、東予市議会の議会構成の変更によりまして、越智宏司委員から荃田元近委員に小委員会の委員が変更となりましたことが報告をされました。 会議資料の５ページをお願いいたします。 続きまして、第２回小委員会から継続審議となっておりました、「新市名の選定方法について」を議題といたしました。資料にありますように、（案１）は、西条市、東予市、丹原町及び小松町のうち、いずれかの市町の名称を採用する。（案２）は、西条市、東予市、丹原町及び小松町とは別に新しい名称をつける。（案３）は、

発言者	議題・発言内容
井上委員長	西条市、東予市、丹原町及び小松町の名称を含めた中で名称をつける方法であります。この３案につきまして審議をいたしました。 委員から、特別委員会で最も意見の多かったのは、「（案３）の西条市、東予市、丹原町及び小松町の名称を含めた中で名称をつける案がよい。」であったなど、（案３）に賛成する意見が多くありましたが、他の委員から、「（案２）の西条市、東予市、丹原町及び小松町とは別に新しい名称をつける案がよい。」などの意見も出されましたので、審議を尽くした結果、（案３）の西条市、東予市、丹原町及び小松町の名称を含めた中で名称をつけるという選定方法により今後進めていくことで、全員異議なく一致をいたしました。 次に、資料の６ページをご覧ください。 次に、継続審議事項②、これも前回の小委員会で提案され、継続審議となっておりました、「今後の進め方について」を議題といたしました。（案１）は、小委員会で候補を何点か考え、住民の意見を聞き、協議会に決定を委ねる案。（案２）は、西条市、東予市、丹原町、小松町の住民から公募する案。資料の７ページをご覧ください。（案３）は、全国から公募する案でございます。 この３案につきまして審議をいたしましたところ、委員から、特別委員会の意見を集約すると、「（案３）の全国公募がよい。ただ、やぶさかではないが、できたら２市２町出身者を重点にした全国公募にしてはどうか。」「小中学生も入れた中で全国公募がよいと思われる。」などの（案３）に賛成する意見が多くありましたが、他の委員から、「（案２）の２市２町の地域内、また（案３）の全国公募がよい。」との意見もあり、審議を尽くした結果、「今後の進め方について」は、（案３）の全国一般公募により新市名を募り、

発言者	議題・発言内容
井上委員長	小委員会において、これらの中から適当なものを検討・選定し、合併協議会において最終的な決定をする方法により今後進めていくことで、全員異議なく一致をいたしました。 最後に、次回第４回小委員会の開催日程であります、２月２７日木曜日、昨日でございましたが、午後４時から東予市総合福祉センターで開催することで、委員の了承がなされました。 以上で、第３回新市名候補選定小委員会の報告を終わります。 引き続きまして、第４回新市名候補選定小委員会についてのご報告をいたします。 第５回会議資料（その２）の３ページをお願いいたします。 第４回小委員会は、昨日、２月２７日午後４時から東予市総合福祉センターで開催をされました。 まず、審議事項①として、「新市名候補選定スケジュールについて」を議題といたしました。資料にありますように、スケジュール案が事務局より提案されました。内容につきましては、資料のとおりであります、主な内容についてご説明いたしますと、公募は５月２０日から６月２０日の１カ月間行ない、小委員会での候補の選定は１０月上旬としています。したがって、協議会には、１０月ごろ新市名候補の報告をする予定としております。 この案につきまして、事務局より説明を受けた後、審議をいたしました結果、原案どおりのスケジュールで全員異議なく一致をいたしました。 会議資料の４ページをお願いいたします。 審議事項②「新市の名称募集要項について」を議題といたしました。資料にありますように、募集要項が事務局より説明されました。

発言者	議題・発言内容
井上委員長	内容につきましては、資料をご覧くださいと思います。 この募集要項につきまして、事務局より説明を受けた後、審議に入りましたところ、委員から、「公募期間は1カ月で十分なのか。」「記載内容に性別が入ってないが、必要ないか。」また、「記載内容に1点でも未記入があれば違反となるのか。」などの意見があり、この審議案件については、持ち帰って検討するため、継続審議とすることで全員異議なく一致をいたしました。 次に、資料の6ページをご覧ください。 審議事項③「新市の名称候補選定基準について」を議題といたしました。資料にありますように、選定基準が事務局より提案されました。選定基準案では、選定基準といたしまして、新市名の候補は、漢字、ひらがな、カタカナによって表記された読み書きが容易な名前前で、次の①から⑤に1つ以上該当する名前とするということでございます。①として、地域が地理的にイメージできる名称。②として、地域の歴史、文化、特徴を表す名称。③として、地域住民の理想や願いにちなんだ名称。④として、対外的にアピールできる名称。⑤として、地域の知名度が向上できる名称。以上であります。 2の選定方法といたしまして、新市名候補は、応募作品の中から5作品程度を小委員会において選定し、合併協議会に報告するものとする。 3、選定に当たっての留意事項といたしまして、公募結果については、委員審議の参考として取扱い、単に応募数の多寡により新市名称案を選定するものではない。 4、その他として、新市名候補の選定に必要な事項は、新市名候補選定小委員会の審議により、これを定めることとする。

発言者	議題・発言内容
井上委員長	この選定基準案につきまして、事務局より説明を受けた後、審議をいたしましたところ、委員から、「小委員会で5候補程度まで絞り込むとしているが、全国的に見ても妥当な数か。」、「選定基準の①から⑤までは、どのように考えたのか。」、「選定に当たっての留意事項は、応募した方の気持ちに配慮して、削除または表現を変えるべきではないか。」などの意見があり、この審議案件については、持ち帰って検討するため、審議事項とすることで全員異議なく一致いたしました。 最後に、次回第5回小委員会の開催日程であります。3月15日土曜日午後1時30分から西条市役所5階会議室で開催することで、委員の了承がされました。 以上で、第4回新市名候補選定小委員会の報告を終わります。
伊藤議長	ありがとうございました。 ただいま井上委員長からありました報告第20号及び報告第22号につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、どなたからでもご発言いただきたいと思います。 いかがでしょうか。特段ございませんか。 （「なし」の声あり）
伊藤議長	特段ないようであります。 本件、ご了承をお願いいたします。 次に、報告第21号「西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市建設計画策定小委員会報告について」及び、本日追加資料と

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	してお手元に配付しております、第5回会議資料（その2）に報告第24号として、「西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市建設計画策定小委員会報告について」の2件につきまして、小委員会の委員長より報告を求めます。 茎田委員長。
茎田委員長	それでは、第6回新市建設計画策定小委員会の報告をいたします。 会議資料の9ページをお開きください。 第6回小委員会は、2月14日午後1時30分から、丹原町文化会館で開催をいたしました。 まず、報告事項①として、「住民意向調査実施結果（最終）について」、事務局から別冊でまとめております結果報告書のとおりであり、それぞれの質問項目の分析結果の意向については、中間報告と変わりがなかったこと、また、2市2町それぞれの調査票の回収状況は報告書の1ページのとおりであるとの報告がありました。 委員から、「結果を見ると、特に、福祉関係の施策について、現在の満足度も高いが、今後、重点的に進めてほしいという期待感も高いという結果になっている。一方、財政的なことを考えて進めてほしいという結果も出ており、このような意向を十分反映した取り組みをしていく必要がある。また、合併したら、中心部が栄え、周辺部が寂れるという心配がある。その辺に配慮した施策が必要である。」といった意見が出されました。また、ほかの委員から、「意向調査の結果を見ると、若い人の関心度が低いように思うが、そのあたりはどのように考えているか。」との質問があり、事務局より、「意向調査の宛て名を世帯主としているため、そのような結果にな

発言者	議題・発言内容
荃田委員長	ったと考えられる。率的には低いが、幅広い年齢層から回答はいただいているので、それぞれ参考としていただきたい。」との回答がありました。また、ほかの委員から、「質問2の現在住んでいる市町村における行政サービスへの満足度及び質問3の今後、重点を置くべきまちづくりの分野について、例えば地域間で特徴的な差はなかったか。」との質問があり、事務局より「属性に分析したが、特に差はなかった。」との回答がありました。 次に、審議事項①として、「新市将来構想（案）について」、その（1）として、事務局より新市将来構想「前編」（案）の修正点についての提案があり、原案のとおり了承されました。 続いて、新市将来構想（案）の後編について、前資料11ページにあります審議スケジュールに沿って、（6）土地利用構想からまとめまでについて、事務局より説明を受け、各項目ごとに審議いたしました。 委員から、「道路整備については、構想の中で述べられているが、先般の大雪で、国道の交通に被害があった状況があった。自然環境への対応などを考えて、鉄道についても、新市の将来構想ということであるから、将来的な取り組みとして載せておいてよいのではないか。」との意見がありました。 次に、審議事項②として、事務局より先送りになっている将来フレームの財政の部分の審議と、第7回に予定していた将来構想全体についての審議を行ないたく、日程の追加についての提案があり、次回小委員会を2月20日午後5時30分から、東予市総合福祉センターで開催することを了承いたしました。 以上で、第6回新市建設計画策定小委員会報告を終わります。

発言者	議題・発言内容
荃田委員長	続きまして、第7回新市建設計画策定小委員会の報告をいたします。 会議資料（その2）の12ページをお開きください。 第7回小委員会は、2月20日午後5時30分から、東予市総合福祉センターで開催をいたしました。 まず、審議事項①「新市将来構想（案）について」、事務局より先送りになっていた将来フレームの財政の部分の追加及び前回の小委員会で出された交通体系の整備について、鉄道に関する将来的な取り組みについての記述の追加説明がありました。 続いて将来フレームの財政の部分の内容について、事務局より説明を受けました。 まず、今回の財政フレームは、今後作成していく新市建設計画の基礎として、平成13年度決算をもとに一定の条件を制定し、試算した結果であるとの説明がありました。 以上、新市将来構想につきましては、住民意向調査の結果を踏まえ、小委員会の意見及び全体の整合性等の確認をした結果、小委員会での審議をすべて終了いたしました。 そこで、審議事項②として、「新市建設計画策定小委員会報告について」審議し、別紙報告書のとおり合併協議会へ報告することについて了承したので、新市建設計画策定小委員会報告書を添えて、お手元に配付のとおり報告いたします。新市将来構想の内容につきましては、後ほど協議事項のところで、事務局が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。 最後に、次回の小委員会の日程については、3月14日午後5時30分から、東予市総合福祉センターで開催することを確認いたし

発言者	議題・発言内容
荃田委員長	ました。 以上で、第7回新市建設計画策定小委員会報告を終わります。よろしくお願いをいたします。
伊藤議長	はい、ありがとうございました。 ただいま荃田委員長からありました報告第21号及び報告第24号につきまして、ご質問、ご意見ございますれば、ご発言いただきたいと思います。 どうぞ。審議の内容についても結構でございます。そしてまた、資料等の説明についても結構でございますが、どなたからでもご発言賜りたいと思います。 どうぞ。
岡田委員長	継続中でございますので、小委員会に任せといて結構だと思います。
伊藤議長	はい。他にございませんか。 (「なし」の声あり)
伊藤議長	それでは、特段ご発言もないようでございます。 前提といたしまして、本件ご了承をお願いしたいと思います。 次に、次第どおりですと、継続協議事項に入っていくわけですが、本日追加資料としてお手元に配付しております第5回会議資料(その2)に、報告第23号「西条市・東予市・丹原町・小松

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	町合併協議会新市の事務所の位置検討小委員会報告について」を議題といたします。 小委員会の委員長より報告を求めます。
岡田委員長	はい、議長。
伊藤議長	はい、岡田委員長。
岡田委員長	新市の事務所の位置検討小委員会委員長、岡田 初でございます。 それでは、第3回新市の事務所の位置検討小委員会の報告をいたします。 会議資料（その2）の9ページをお開きください。 第3回小委員会は、昨日2月27日午後1時30分から東予市総合福祉センターで開催され、まず、不在となっております副委員長の選出を行ない、副委員長には、東予市議会議長越智宏司委員が選出されました。 続きまして、第2回小委員会に提案され、継続審議となっております「庁舎の建設の是非について」、審議を行いました。出席委員は11名であります。全員の方からご意見をいただきました。ここに順次書いてありますが、一応、朗読をさせていただきます。 まず、丹原議会代表、現在の庁舎では一つの庁舎で本庁機能のすべてを収容できる場所は物理的にないと思います。したがって、3分の1の負担で済む合併特例債を活用して新庁舎を建設すべきである。ただし、場所、規模、建設時期等については、まだ先の問題である。

発言者	議題・発言内容
岡田委員長	次に、小松町議会、新庁舎を建設すべきである。 東予市代表、庁舎の建設は一番重要な問題であり、慎重に進めなければならない。小委員会も３回開催しただけで結論を出すのは早すぎる。財源の問題があり、新市の新たな体制で、財政状況を見ながら検討すべき問題ではないかと考えている。 次に、西条市議会代表、現在の経済状態で、新庁舎建設で新たな負債をつくるよりは大事なことがたくさんある。新市移行後、状況を見て慎重に進めるべきである。 次、西条一般代表、新庁舎を建設することには賛成であるが、特例債の財源を安易に使うのは反対である。急いで建てる必要はない。もう少し時間をかけて話し合いをすることが必要である。 東予市の渡邊委員さん、新庁舎を建設することには賛成であるが、今すぐに新しい建物がなければならないのかという疑問を持っている。福祉の充実など、新庁舎建設よりも優先して行わなければならないことが多くあると思う。また、合併すると、周辺部と中心部の格差が大きくなるのではないかという不安が大きい。不安解消について努力が必要である。新庁舎建設については、もう少し検討を重ねる必要がある。 次に、小松代表。新庁舎は建設すべきである。時期や場所の問題は今後の問題であるが、新市建設計画に盛り込むべきである。合併の大きな目的に、行財政効率化があり、その面から新庁舎は必要である。 小松の行政代表。建設すべきである。時期は１０年以内に特例債を活用し、新市建設計画に位置づけるべきである。 丹原町行政代表。庁舎建設をすべきである。合併の経費の削減効

発言者	議題・発言内容
岡田委員長	果が一番多く出るのは職員の削減である。現庁舎に機能を持たせることは、住民サービスにはなるが、職員削減にはならず、合併の効果が出ない。庁舎建設には補助制度がないため、合併特例債を活用すれば、財源的には有利であり、活用すべきである。時期、規模等は今後の問題である。 東予市行政代表。行財政の効率化から考えると、基本的には新庁舎は必要である。しかし、問題は財源であり、新市の体制で検討すべき問題であると思う。地方交付税が削減される中で、多額の費用を要する庁舎建設については、もっと慎重に論議を重ねて検討すべきである。また、今後予定されている住民説明会で、新庁舎建設に特例債を使うことについて住民の理解が得られるかどうかについて、疑問である。 西条行政代表。新庁舎建設については、時間をかけて慎重に審議しなければならない問題である。 以上のような意見が出され、審議した結果、今の段階では結論が出しにくい。もう少し時間をかけて慎重に議論が必要であり、全員一致で継続審議とすることです承されました。 続きまして、審議事項②「事務所の事務の方式について」審議を行いました。 事務局の資料説明後、本庁方式、分庁方式、総合支所方式の事務所の事務の方式について、次のような意見が出されました。「新庁舎を建設するまでの移行期間中は総合支所方式が望ましいのではないか。」、「職員の削減は一度にはできない。当面は総合支所を基本とし、本庁で1つの既存庁舎に収まらない場合は分庁方式も考えるべきである。」、「事務所の事務の方式は分科会で検討してい

発言者	議題・発言内容
岡田委員長	る組織機構の取扱いとも関連があり、同一步調での検討が必要だと思う。」以上のような意見が出され、審議の結果、本件は、全員一致で継続審議とすることです承されました。 最後に、次回第４回小委員会日程であります、３月１５日土曜日午後４時から、西条市役所５階大会議室で開催することで委員の了承をされました。 以上で、第３回新市の事務所の位置検討小委員会の報告を終わります。よろしくお願いを申し上げます。
伊藤議長	ありがとうございました。 ただいま岡田委員長からご報告のあったとおり、本件、それぞれ継続審議とすべしとの報告であります。本報告第２３号につきまして、どなたからでもご質問、ご意見、ご発言いただきたく存じますが、いかがでございましょうか。 （「なし」の声あり）
伊藤議長	継続審議でもって、ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
伊藤議長	特段ございません。 本件ご了承をお願いしたいと存じます。 次に、前回の協議会で提案され、継続協議事項となっております、協議第１０号「地方税の取扱い（その１）について」を議題といた

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	します。 事務局より説明を求めます。
白石次長	議長。
伊藤議長	はい、どうぞ。
白石次長	事務局より説明いたします。 協議第10号(継続協議)「地方税の取扱い(その1)について」、ご説明をいたします。 会議資料の13ページをご覧ください。 このことにつきましては、前回の第4回協議会におきまして、提案いたしました協議項目でございます。 調整方針案といたしましては、お示しいたしておりますように、地方税の取扱い(その1)について、2市2町で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。 1、個人市民税の均等割の税率については、地方税法第310条の規定により、2,500円とする。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 2、個人市民税の普通徴収に係る納期については、西条市の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 3、法人市民税の法人税割の税率については、西条市、東予市の例(制限税率14.7%)による。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

発言者	議題・発言内容
白石次長	4、固定資産税の納期については、西条市の例を基本に調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 5、軽自動車税の納期については、東予市の例により調整する。 以上の調整方針案について、協議会で確認をいただくものでございます。 付属資料の2ページをお開きください。 前回の協議会において、この調整方針案を提案する中で、「法人市（町）民税の法人税割の税率は、西条市、東予市の例（制限税率14.7%）による。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。」ということに関しまして、委員から次のような趣旨の質問・意見が出されました。 「法人税割の全体として、増税にならない税率の検討は行ったのか。」、「町民の意識からすると、税率を高い方に合わせたと受け取るのではないか。もう少し明解な説明が必要ではないか。」、「住民は、合併に伴い増税になるのではないかという不安を持っている。ある程度の犠牲は覚悟しているが、法人の方が納得できるような説明を願いたい。」というような趣旨の質問・意見が出されました。 このことにつきまして、税務分科会等で平成13年度の税収実績をもとに試算作業を行いました。結果を口頭で説明をいたします。 法人税割のみで見た場合、増税にも減税にもならない税率は、14.6%になります。次に、「法人税割」と「均等割」を含め、法人市民税全体では、そのレベルでの話でございますが、2市2町全体で、法人税割を14.7%に統一いたしますと、1,267万円の増税になります。しかし、均等割税額は、分割法人が統一される関係で、2,210万円の減税となります。したがって、差引き法人市民

発言者	議題・発言内容
白石次長	税全体では９４３万円の減税となります。 次に、丹原町と小松町の法人に焦点を当てはめます。法人税割の率が１２．３％から１４．７％になることにより、１，２６７万円の増税になります。しかし、均等割税額は、分割法人が統一されることになり、１，５３５万円の減となりまして、差引き、丹原町、小松町の法人市民税の全体では２６８万円の減税となります。よって、法人市民税については、法人税率を１４．７％の制限税率に統一いたしましても、均等割がそれを上回る減となるため、全体では減税となります。 以上のような状況を踏まえまして、法人税割の税率につきましての調整方針案としましては、お示ししておりますように、「西条市、東予市の例（制限税率１４．７％）による。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。」としております。 以上です。よろしくご審議をお願いいたします。
伊藤議長	ただいま事務局からご説明申し上げました協議第１０号につきまして、ご質問、ご意見いただきたいと思います。 はい、どうぞ。井上委員。
井上委員	１点だけ、確認のためにちょっとお伺いをいたしたいと思います。各自治体とも税収の中でも非常にウエイトの高い財源でもある固定資産税についてでございますが、ここの説明の資料の中にも、税率も免税点も２市２町同じでいくようございまして、調整に課題もなかったようでございます。しかし、固定資産税の算定をいたします元の評価の問題について、何ら説明の資料がございませんので

発言者	議題・発言内容
井上委員	すね。この点、本年が評価替えの年でもあるようでございますが、この公平性から見ても、2市2町の評価に対しての問題点は全然なかったのか。そこら辺をちょっと説明をしていただいておりますかと思っております。
伊藤議長	事務局からのお答になりますか。お願いします。
白石次長	専門的な話でございまして、税務の分科会のメンバーがまいっておりますので、そちらの方から先ほどの委員の質問に対する答弁をいたします。
保利分科会会長	私、税の分科会の会長をしております保利でございます。 私の方から固定資産税に係る分科会での状況等につきまして、説明させていただきます。座って、すみませんけどさせていただきますけど、よろしく申し上げます。 固定資産税につきましては、納税義務者、税率、免税点、納期、課税標準の素算定等につきまして協議してまいりました。どれも2市2町の納税義務者、税率、免税点、納期、評価につきまして、何ら同じ扱いというのですか、基本的な扱いをしておりましたので、今回の協議会の、特にそのまま新市に移行しても問題なしに移行できるものとして、協議事項としては上がっておりません。 以上でございます。
久門委員	はい、議長。

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	久門委員。
久門委員	私も今井上委員の言われたのと、少し共通するものがあるんですけども、多分、今説明の中では小松町と西条市の氷見、橘、神拝というような状況でいきますと、私は、相当な評価の見方によっては、我々、もうひとつわかりきてってないものがあるんじゃないかと。税率は同じでも、評価の基準をもう一度、私は見直す必要があるんじゃないかなという問題が起こると思うんです。特に、国道11号線の沿線なんかを見よりますと、市街化調整区域のそういう問題も含めましての協議。 私は、この問題、もう少し慎重にやってなかったら、税率は同じでも評価の仕方が相当やっぱり弾力性を持っていかなかったら、この合併することによって非常に問題が出てくるんじゃないかと思うんです。 それと、今先ほどの法人税の問題も、口頭というより、もう少し早くやっぱり文書化してね、明解な、特に丹原町さん、小松町さんに対しては、こういう文書化したものは早く出さなかったからいかんのじゃないかと思うんですが、どんなんでしょうね。今の、先ほどの問題、評価の問題。
保利分科会会長	はい。
伊藤議長	どうぞ。
保利分科会会長	固定資産の評価、特に土地を指しているかとは思いますが、土地

発言者	議題・発言内容
保利分科会会長	につきましては、それぞれ路線の鑑定を入れまして、この路線について平米当たり何ぼだというような形で路線価方式、小松でしたら、標準地の批准方式という方式、若干違いがありますが、鑑定士を入れましてこの地価がいくら相当だということ、それと、近隣の行政体が異なる地域につきましては、鑑定士等の中で調整して、差がないようなことで行っております。そういうような関係で、土地の路線価につきましては、大きな差はなく運用されていると思っております。今後、合併するにおきましては、その路線価のなお詳細な詰めは少々はあるかと思いますが、基本的には何ら問題ないと、そのような認識をいたしておりますので、ご理解賜りたいと思います。
伊藤議長	2点目の文書の、この文書化による出すのを早くやれと。これは事務局から答弁。
久門委員	口頭じゃなしに、文書。
白石次長	先ほどの久門委員の意見でございますが、法人市民税の法人税割につきましては、後で資料にいたしまして、お送りしたいと思います。
久門委員	議長。
伊藤議長	すみません。続けて多分関連だと思いますので、どうぞ。久門委員。

発言者	議題・発言内容
久門委員	今言われた評価の、事務局が問題がないという言い切り方は、私は問題があると思いますね。問題がないというのは。私らも、当事者の1人として、例えば神拝の評価がどうなのかとか、小松の評価がどうなのか、我々も生の声をよく聞いとるんですけどね。やっぱり問題がないという言い方じゃなしに、今後やっぱり合併を契機に、その路線の問題も、やっぱり協議をするとか、そういう問題は、事務局として、私は言い方があっていいんじゃないかと思うんです。
井上委員	関連ですみません。
伊藤議長	井上委員。
井上委員	今の問題ですが、本年、評価替えの年じゃないかと聞いておりますんですが、本年、評価替えがして現在とは変わるかもわかりませんが、これは変わった時点で、変わった税額ですかね、は、もう次の評価替えの18年ですか、3年ごとに。18年まではそしたら現状どおりの変更がないということで認識をしとったらいいいんですかね。
伊藤議長	はい、どうぞ。
保利分科会会長	まず、久門委員さんからの質問でございます。それぞれ地域、特に行政体が違っているものにつきましては、若干のどれだけの違いがあるのか、絶対ないのかというそういう見直しは必要になってこようかとは思っております。

発言者	議題・発言内容
保利分科会会長	それと、井上委員さんから質問がございましたけど、評価替えの年、3年ごとに行われますが、15年、18年としますが、その中で、特に土地の上昇、もしくは下落というんですか、激しい地域につきましては、時点修正ということで、今までもやってきましたし、今後もそういう形で変動の激しい分については、時点修正という形で地域によって見直しということは実施していく、それには変わりないと思っております。 以上でございます。
伊藤議長	青野委員。
青野委員	法人税についてですね、一つ伺いをいたしたいんですけれども、先ほどの事務局の説明の中で、全体では1,535万円の減になるということで、それから、周桑、小松、丹原においては1,267万円の増というふうなことでご説明を受けました。ちょうど12.3%から14.7%の差というのは、2.4%があるわけなんですけれども、特に、小松町等における法人の方は、非常に小さいところが多いので、非常に増税になるということについては、我々経済界を代表してこうして委員として出させていただいておる以上、できるだけそのことがないような方法はないものかということで、できたら、当分の間、二本立てというようなことはできないのかなというふうに思っております。 そういうふうな中で、この合併のいわゆる特例法の中では、不均一課税ということが5年間は可能だというふうに聞いておりますので、そこらあたりについては、どのようにお考えをなされておる

発言者	議題・発言内容
青野委員	のか。できれば、そういうふうなところで、非常に不況の中での経営、かなり厳しい状況でございますので、当分の間、そのような措置ができればお願いをいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。
伊藤議長	回答、はい、白石君。
白石次長	先ほど委員がおっしゃられますように、合併特例法10条によって、そういう一定期間、不均一課税をとることが可能でもございます。実際、この合併する16年度につきましては、不均一課税なんですね。ただし、合併の後のことを憂慮されたと思うんですが、ですが、前回もご説明しましたように、新市としての一体性の確保と、負担の公平さというような観点から、平成17年度からは、やはり統一した税率にすべきじゃないかというような調整方針案にさせていただきました。 それと、12市、現在の状況でございますが、すべて市は14.7%をとっております。
伊藤議長	今井委員、どうぞ。遅くなりまして、すみません。
今井委員	丹原町の今井です。今、小松の青野委員さんが私と同じ意見を先に言っていただきまして、その上に、ちょっと事務局にお聞きしたいんですが、丹原、小松両町で、確か266社と聞いておるんですが、ですかね、約、それぐらいだと思うんですが、それで、減税と増税になる割合とかいうのは、まだ把握はできてないですわね。

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	はい、どうぞ。
白石次長	そしたら、一応、13年度ベースで、税務分科会で試算したデータでございます。そういうことでお許しいただいたら、ちょっと試算しておる数字を申し上げます。 先ほど申されましたように、平成13年度の課税状況では、228社が法人税割を納められております。これは、丹原町、小松町での法人数でございます。そのうち、61社が分割法人であられました。61社の分割法人につきましては、いわゆる統一されることによります均等割の減税額が1,285万6,000円の試算が出ております。それから、法人税割の増が543万8,000円でございます。そして、つく引く741万8,000円の減というような試算が出ております。それから、残りの167社でございますが、これは、単独法人でございます。これは、均等割は変更ございませんが、法人税割につきましては、723万6,000円の増ということになっております。
今井委員	はい、ありがとうございました。 先ほど青野委員さんが言われたように、私もそういうことをぜひ願いたいんですが、これも、私のお願いということで終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。
青野委員	はい、議長。もう1回お願いいたします。
伊藤議長	はい、どうぞ。青野委員さん。

発言者	議題・発言内容
青野委員	ただいまの説明の中で、結局、小さいところにしわ寄せが来たというふうに我々をとれるんですよね。ですから、大きいところの方は減っておりますけれども、小さいところに、いわゆるしわ寄せが来た。ここが、我々には非常に懸念をされますので、ひとつよく協議していただきまして、適切なるご決定をいただきたいなというふうに思います。
久門委員	はい。
伊藤議長	どうぞ、久門委員。
久門委員	今の事務局の説明だけでは、私は何か残るような気がしますよ。特に、小松、丹原町の町長さん、考えてみると、今、商工会の会長さんが言われるように、確かに分けたら増とか、減とかいうのは簡単に言えるんですけども、やっぱり100数十社の法人は負担が大きくなるわけですから、しかし、その分離方式でやれば一緒だということけど、それだけで私は通せない問題が残ると思いますから、もう少し、これ、事務局レベルで、やっぱりこれ、ここにというのは難しいだろうけど、それを口頭も、もちろんそれは活字にしてもらえだろうけれども、もう少し商工会なり、そういう窓口を広げて、やっぱり小さな説明があっていいんじゃないかと思いますね。そうしなかったら、このままでさっと流して、まだ皆さん、ほとんど知らないと思いますよ。個々の法人は。特に、丹原、小松の商工会あたりを窓口、そういうやっぱり説明努力をする必要があるんじゃないかと思いますけれどもね。

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	はい、この際であります。東予市、森川委員さん、本件について、ご発言ございませんか。
森川委員	私も、先ほどから聞いておりますと、やはり弱者に対する何か補てんみたいなものでも考えてあげないと、何かそういう方たちだけにしわ寄せが行っておるような気がしてなりません。そこらを一遍考えてあげればいいんじゃないかなというふうな気がします。
伊藤議長	ありがとうございました。 他にございませんか。 ここでお諮りをしたいと思うわけであります。 本日のこのただいまの皆さん方のご意見考えますときに、この調整方針案、本日第10号として議題として出させていただきました。ここでもって、この調整案を確認していただくことについては、先ほど久門委員のご発言にもありましたとおりでありますので、私も同じような認識を持ちます。したがって、議長からの提言であります。継続審議にさせていただいて、今後なお詰めていく、こういうことのお諮りを皆さんに差し上げたいと思うんですが、継続協議、このことで本日に皆さん方、ご確認をいただくことについてのお問い合わせをさせていただきたいと思いますが、いかがでございますか。 （「異議なし」の声あり）
伊藤議長	井上委員。

発言者	議題・発言内容
井上委員	異議ないんですけれども、これにつきまして、１点だけ要望をさせていただきたいと思います。この問題で、もう問題になるのは、やはり対象になられる地区の方にどういうようにして説明をして納得をしていただけるか。その説明を納得できるような説明の資料をきちっと揃えて、継続、結構でございますので、次の会までにはぜひそういう形で、直接ね、やっぱり一度や二度ぐらいは当事者のご意見を聞かせていただいておりますので、非常にスムーズに会が進むんじゃないかと思っておりますので、その点要望しておいて、今の継続審議には賛成でございます。
伊藤議長	はい。それでは、協議第１０号「地方税の取扱い（その１）について」は、継続審議ということにさせていただきます。 次に新規協議事項としまして、協議第１１号「使用料、手数料等の取扱い（その１）について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
矢葺次長	協議第１１号「使用料・手数料等の取扱い（その１）について」、ご説明いたします。 会議資料の１４ページをお開きください。 この件に関しましては、分科会、専門部会及び幹事会の協議調整されたものをご提案するものでございます。今回、ご提案しております使用料・手数料の取扱い（その１）については、手数料について協議調整されたものでございます。 使用料・手数料等の取扱い（その１）についての調整方針といたしましては、「手数料については、住民の一体性の確保の原則及び

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	負担公平の原則を基本として、住民負担に配慮し、合併時に統一する。」といたしております。こういうことでご提案しております。 手数料につきましては、地方自治法の規定に基づき、それぞれの市や町の条例で手数料の種類、金額、徴収の方法等が定められております。 合併に当たりましては、この取扱いについて、住民間の負担の公平を確保し、住民に不利益にならないことを基本として、新市が発足する時点で手数料の種類、金額、徴収の方法等について円滑に推移できるよう調整しておく必要がございます。それでは、会議付属資料でご説明いたします。 会議付属資料の９ページをご覧ください。Ａ３版の資料でございます。 このページは、手数料に関する総括表でございます。調整方針(案)につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございます。具体的な調整の内容を整理し、まとめたものでございます。表の左の項目の欄でございますが、事務手数料の分類を、右横の欄では、各市町の根拠条例をお示ししております。具体的な調整内容の欄につきましては、各分類の調整内容と説明資料のページをお示ししております。 次のページをお開きください。 税証明等の事務手数料に関しましては、土地建物に関する証明手数料以下８種類の証明がございます。手数料につきましては、各市町とも同額でございます。したがって、「現行のとおりとする。」といたしております。 次のページをお開きください。

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	火薬類取扱い事務手数料に関しましては、火薬類取締法の規定に基づく各種許可を行っておりますが、この手数料につきましては、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に定める手数料でございまして、この政令に基づき、各市町とも条例に定めて同じ取扱いをしておりますので、「現行のとおりとする。」といたしております。なお、手数料を徴収する事務及び金額につきましては、30ページにお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思います。 12ページをお開きください。 消防関係事務手数料でございますが、この事務については、西条市のみで行っておりますが、合併が行われますと、現在、周桑事務組合所管事項となっております同様の事務手数料につきましても、調整が必要でございます。参考として、周桑事務組合所管事項となっております手数料を、東予市、丹原町、小松町の欄にお示ししております。 手数料の額については、項目の欄の2のその他手数料の（2）雇災に関する証明手数料、（3）のその他消防事務に関する証明手数料に差異がございます。この二つの証明手数料につきましては、「西条市の例により調整する。」としており、無料となっております。 項目の欄の上段にあります1の消防法関係手数料の（1）の消防法の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所、取扱所に関する各種手数料及び2のその他手数料の（1）のタンクの検査手数料につきましては、同額でございますので、これにつきましても、「西条市の例により調整する。」といたしております。なお、1の消防法関係手数料の（1）の消防法の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所、

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	取扱所に関する各種手数料の額については、２５ページから３０ページにお示ししておりますので、ご参照ください。以上のことから、消防関係事務手数料につきましては、「西条市の例により調整する。」といたしております。 １３ページをお開きください。 戸籍等関係事務手数料でございますが、まず１の戸籍法関係手数料として、７種類の手数料がございます。これにつきましては、各市町それぞれ取扱い、金額は同じでございます。 次に、２の住民基本台帳法等関係手数料につきましては、１０種類の手数料がございます。この中では、（２）の住民票の写し交付手数料の取扱いについて、東予市と他の１市２町に差異がございます。このことにつきましては、「西条市の例により調整する。」ことといたしております。なお、各市町で同じ事務手数料でも１通、１件、１枚と単位の表現が異なりますが、内容は同じでございます。 １４ページをお開きください。 ３の道路運送車両法関係手数料でございますが、これは自動車の臨時運行許可申請に対する手数料でございます。この事務につきましては、市の事務でございまして、町にはございません。西条市、東予市の手数料は同じでございます。 ４の船員法関係手数料でございますが、４種類の事務手数料がございます。この事務に関しましては、国の指定を受けて行う事務で、西条市のみの事務となっております。 ５のその他の手数料として、その他の事実に関する証明手数料でございますが、これは、年金現況証明手数料や登録原簿記載事項証明手数料などがございます。これにつきましては、各市町同じ金額

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	でございます。以上のことから、戸籍等関係事務手数料の取扱いにつきましては、2市2町間に一部金額や取扱いに差異があることから、「西条市の例により調整する。」といたしております。 15ページをお開きください。 畜犬登録等関係事務手数料でございますが、1の狂犬病予防法関係手数料といたしまして4種類ございますが、手数料の額や取扱いに差異がないので、「現行のとおりとする。」といたしております。 2の化製場等に関する法律関係手数料でございますが、動物の飼養又は収容の許可手数料については、東予市に定めがないことから調整の必要がございます。調整に当たりましては、東予市以外の1市2町には差異がないことから、「西条市、丹原町、小松町の例により調整する。」といたしております。 16ページをお開きください。 障害者控除対象者認定手数料でございますが、西条市、小松町では200円を徴収し、東予市では認定は行うものの手数料は徴収しておりません。この調整につきましては、認定は行うものの弱者に配慮して、「手数料を徴収しないことでの調整方針として、東予市の例により調整する。」といたしております。 17ページをお開きください。 農振法関係証明手数料でございますが、このことにつきましては、2市2町に差異がありませんので、「現行のとおりとする。」といたしております。 18ページをお開きください。 鳥獣飼養許可等関係事務手数料でございますが、このことにつきましても、2市2町に差異がありませんので、「現行のとおりとする。」といたしております。

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	る。」といたしております。 19ページをお開きください。 事業所証明事務手数料でございますが、このことにつきましても、2市2町に差異がありませんので、「現行のとおりとする。」といたしております。 20ページをお開きください。 耕作（者）証明等事務手数料でございますが、このことにつきましても、2市2町に差異がありませんので、「現行のとおりとする。」といたしております。 21ページをお開きください。 優良宅地造成の認定等手数料でございますが、1の租税特別措置法関係手数料として4種類の手数料がございます。 （1）の優良宅地造成の認定手数料（0.1ヘクタール未満）につきましては、2市2町同額でございます。 （2）の優良宅地造成の認定手数料につきましては、市のみの事務でございます。手数料につきましては、愛媛県手数料条例に基づく手数料でございまして、西条市、東予市同額でございます。手数料の額につきましては、31ページにお示ししておりますので、ご参照ください。 （3）の優良住宅新築認定申請手数料についても、愛媛県手数料条例に基づく手数料でございまして、2市2町の条例に定めており、金額は同額でございます。手数料の額については、優良宅地造成の認定手数料と同様、31ページにお示ししておりますので、ご参照ください。 （4）の良質住宅新築認定申請手数料につきましては、西条市、

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	東予市、丹原町は同じ取扱いをしておりますが、小松町に定めがありません。 2のその他手数料のアの用途地域等の証明手数料でございますが、2市2町の手数料は同額でございます。以上のことから、「優良宅地造成の認定手数料（0.1ヘクタール未満）、優良住宅新築認定申請手数料及び用途地域等の証明手数料については、現行のとおりとする。」「優良宅地造成の認定手数料については、西条市、東予市の例による調整する。」「良質住宅新築認定申請手数料については、西条市、東予市、丹原町の例により調整する。」といたしております。 次のページをお開きください。 公営住宅等関係事務手数料でございますが、（1）のその他の事実に関する証明手数料として、ア、公営住宅等車庫証明手数料、イ、公営住宅等入居者証明手数料、ウ、公営住宅等家賃証明手数料がございしますが、これらの証明については、東予市と小松町は200円の手数料を徴収しておりますが、西条市と丹原町は無料となっております。このことにつきましては、特定の入居者の利益に関するもので、負担の公平性の観点から「東予市、小松町の例により調整する。」といたしております。 23ページをお開きください。 屋外広告物許可等関係事務手数料でございますが、1の（1）の屋外広告物の許可手数料については、愛媛県屋外広告物条例に基づく手数料でございまして、取扱いにつきましては、各市町の条例に定めて徴収しており、同じ取扱いでございますので、「現行のとおりとする。」といたしております。なお、手数料の額につきまして

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	は、３３ページにお示ししておりますのでご参照ください。 ２のその他事実に関する証明手数料でございますが、アの市・町道の境界確認手数料につきましては、西条市、小松町が２００円を徴収しており、東予市、丹原町は無料となっております。このことにつきましては、特定の者の利益に関するもので、負担の公平性の観点から、「西条市、小松町の例により調整する。」といたしております。イの市・町道の幅員証明手数料につきましては、同じ取扱いでございますので、調整方針は「現行のとおりとする。」といたしております。 次のページをお開きください。 ここでは、使用料・手数料の取扱いに関する法令をお示ししております。 ３４ページをお開きください。 ここでは、使用料・手数料の取扱いにつきまして、先例地の事例をお示ししております。ご参照ください。 以上で、説明を終わります。ご協議のほどよろしく願いいたします。
伊藤議長	ありがとうございました。 ただいまの事務局の説明が終わったところで、休憩をとりたいと思います。 暫時休憩いたします。この時間でちょうど３時、この時計でちょうど３時をもって再開をしたいと思いますが、よろしくお願いをいたします。

発言者	議題・発言内容
	(休憩)
伊藤議長	再開します。 ただいま説明のありました協議第11号につきまして、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。
伊藤議長	(「なし」の声あり) ないようではありますが、協議第11号「使用料・手数料等の取扱い(その1)」につきましては、次回の合併協議会までの継続協議とさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。 次に、協議第12号「地域審議会の取扱いについて」を議題いたします。 事務局より説明を求めます。
矢葺次長	議長。
伊藤議長	はい、どうぞ。
矢葺次長	協議第12号「地域審議会の取扱いについて」、ご説明いたします。 会議資料の15ページをお開きください。 この件に関しましては、分科会、専門部会及び幹事会で協議調整されたものをご提案するものでございます。 地域審議会の取扱いについての調整方針(案)につきましては、

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	「市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定に基づく地域審議会を、合併前の西条市、東予市、丹原町及び小松町の各区域ごとに設置する。設置に当たっては、地域審議会の設置に関する事項のとおりとする。」としてご提案しております。 地域審議会の制度は、合併によって住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなるとの懸念があり、そのことが合併推進の障害となっていることに対応して、合併市町村の施策全般に関し、きめ細かい住民の意見を反映していくことができるよう、創設された制度でございます。 地域審議会は、合併特例法で、合併関係市町村の協議により、期間を定めて、合併関係市町村の区域であった区域ごとに設置することができるとされており、その任務は、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し、合併市町村の長の諮問に応じて審議し、または、必要と認める事項につき、合併市町村の長に意見を述べることとされております。 また、地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めることとされております。この協議については、関係市町村の議会の議決を経て成立することとされております。なお、議決の時期は、合併申請決議、すなわち廃置分合の議決にあわせて行うこととなります。 次に、地域審議会の設置に関する事項について、ご説明いたします。 会議付属資料の35ページをご覧ください。 調整方針（案）につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございます。

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	地域審議会の設置に関する事項（案）でございますが、まず、設置については、合併後、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づき、地域審議会を合併前の2市2町の区域に、西条地区地域審議会、東予地区地域審議会、丹原地区地域審議会、小松地区地域審議会を置くこととしております。 次に、設置の期間でございますが、審議会の設置期間は、合併の日から平成27年3月31日までとしており、この期間の設定は、新市建設計画の期間にあわせて10年目に当たる年度末といたしております。ただし、必要があるときは、期間を延長することができるとしております。 次に、所掌事務の定めでございますが、審議会は、新市の設置区域ごとに、市長の諮問に応じて、当該地区に係る次の事項を審議し、答申する。（1）新市建設計画の変更に関する事項。（2）新市建設計画の執行状況に関する事項。（3）その他市長が必要と認める事項。 また、審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べるができるとしております。 次に、組織でございますが、審議会は、各々委員15名以内で組織する。委員は、当該区域に住所を有する者又は当該区域内に存する事業所等に勤務する者で、次の各号に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。（1）公共的団体の役職員。（2）学識経験を有する者としております。 次に、任期でございますが、委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。また、委員は再任することができるとしております。

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	次に、会長及び副会長でございますが、各審議会に会長1名及び副会長1名を置き、それぞれ委員の互選により定めるとしております。会長は、会務を総理し、審議会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。 次に、会議でございますが、審議会の会議は会長が招集する。 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。 会長が会議の議長となる。委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 会議は原則公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、出席委員の半数以上の賛成をもって非公開とすることができるとしております。 次に、意見の聴取等でございますが、会長は、必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、または資料の提出を求めることができるとしております。 次に、庶務でございますが、審議会の庶務は企画担当課において処理するとしております。 次に、雑則でございますが、このほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定めるとしております。 次のページをご覧ください。 ここでは、地域審議会に関する主な法令を、また、先例地の事例をお示ししております。ご参照ください。

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	以上ご説明いたしました。ご協議のほどよろしく願いいたします。
伊藤議長	ただいま事務局から説明がありました協議第12号につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
玉井委員	はい。
伊藤議長	どうぞ。
玉井委員	質問させていただきます。 先ほどの説明で、地域審議会、合併後の施策全般について考えるということなんですが、所掌事務のところで、新市建設計画に関する話と、その他市長が必要と認める事項ということが上がっているんですけど、そのほか、施策全般についてというのはどういうふうにかえたらよろしいんでしょうかというのが質問の一つ。 それともう一つ、所掌事務、その下の分、審議会は、必要と認める事項について審議しということなんですが、必要と認める事項というのを、これはだれが認めるんでしょうかというのが質問の2番目です。お願いいたします。
伊藤議長	以上、2点。
矢葺次長	お答えいたします。 その他、市長が必要と認める事項と申しますのは、その新市建設

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	計画や、あるいは執行状況に関する事項につきまして、その他、それ以外生じるケースもございますので、そういったことを指しております。 それから、次の審議会は必要と認める事項について審議しという事柄につきましては、一般的には、上にもありますけれども、新市の建設計画の執行状況に関する事項とか、公共施設の設置管理運営、あるいは福祉、産業、ごみの問題ですね、ごみ処理等の施策の実施状況などについて、意見が述べれるということになっております。
伊藤議長	よろしゅうございますか。 どうぞ。
井上委員	設置期間について、ちょっとお尋ねしたいと思います。 審議会の設置期間は、合併の日から平成27年3月31日までと、非常に長い長期間の設置になると思うんですが、これ、本当、機能するのは、やはり合併以後だと思いますが、それが、機能するのは合併以後になるのに、合併前に何もかも審議会の設置から人選から何もかも決めておくということになるのか、その辺。 それともう1点、前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は直ちにその内容を告示しなければならない。ここいらをもうちょっと具体的に説明していただいたらと思います。
伊藤議長	事務局。

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	設置の期間につきましては、これは、合併特例法にも規定されておりますけれども、新市建設計画の変更に関する事柄につきましては、地域審議会を設けておる場合につきましては、その意見を聞かなければならないということがございますので、新市建設計画の期間にあたる１０年を想定して、１０年間の設置期間といたしております。 それから、議会の議決を経るというのは、これは、本来なら、これは市長の諮問機関でございまして、本来は条例で定めることになっておりますけれども、この地域審議会につきましては、合併後に、新しく新市になって設けるものでございますが、事前に先ほども申し上げましたように、住民の不安等の払拭をするために地域審議会を置くものでございますから、その根拠としての位置づけでございます。それで、それぞれの議会で議決をいただくというのは、それぞれに民主的なその処理手続でもってそれを決めていくという形になっております。 以上です。
井上委員	もう１点、この特例法でこれは法的にこの審議会の設置は義務づけられておるものですか、任意でかまわん問題なんですか。
矢葺次長	はい、設置につきましては任意でかまいません。
井上委員	議会の承認をいただくのは、当然、合併前の各自治体の議会の承認ですね。

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	はい、それぞれの議会で議決をいただくということです。廃置分合の議決をいただくときにあわせていただくという形になるのかと思います。
井上委員	はい、わかりました。
伊藤議長	ありがとうございました。 そのほかございませんか。 はい、どうぞ。
塩崎委員	関連してなんですが、各地区に地域審議会を置くということで、2市2町がつくられるような予定になっておりますが、説明ではですね。先例地の事例を見させていただいたときに、岩手県の大船渡市にできた中で、平成13年11月15日、三陸町を編入、吸収合併。旧三陸町の区域を対象に設置したとなっておるんですが、そうすると、これは、その三陸町だけのために設置されたのか。そこらあたりがちょっとわかりにくいんで、この説明では2市2町全体の中へ入っておりますね。ここのところは三陸町の区域を対象にということは、三陸町だけだったのか。それとも引ついたところは、ある程度あったのを三陸町だけにしたのか。そこらちょっと説明していただいたらと思います。
矢葺次長	この大船渡市の場合は、三陸町の区域に地域審議会を置くということでございます。これは、吸収合併でございますので、その地域に対する住民の不安を払拭するために地域審議会を置いたという形になっております。地域審議会につきましては、それぞれ、ここ

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	の場合で申しますと、２市２町ございますが、すべてに置くことができますし、すべてに置かなくてもいいし、ある地域だけに置いてもいいと、こういう形にはなろうかと思えます。ただ、ご提案しておりますのは、２市２町それぞれの区域に地域審議会を置くということでご提案させていただいております。 以上でございます。
塩崎委員	そしたら、対等合併だから、２市２町に置くんで、この場合は、吸収だったから、三陸町だけの区域を対象にしたというそういう解釈していいんですか。
矢葺次長	それはですね、失礼しました。そういう吸収だから置くという意味ではございませんで、例えばこの三陸町だけでなしに、お隣の新居浜の場合も同じような意味合いだろうとは思いますが、その地域が周辺、中心部から外れておるとか、その地域に役所が遠いとか、住民の声が行き届きにくくなるとか、そういった場合の解消するためのものでございますので、そういった意味合いで、この三陸町の場合は協議により三陸町に地域審議会を置くという形になっておると承知しておりますが。
塩崎委員	はい、ありがとうございました。
伊藤議長	他にございませんか。 （「なし」の声あり）

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	それでは、本協議第１２号「地域審議会の取扱いにつきまして」も、次回の合併協議会まで継続協議とさせていただきたいと思います。よろしゅうございますか。 （「異議なし」の声あり）
伊藤議長	次に、会議資料（その２）の方になります。本日、追加資料としてお手元に配付し、提案いたしております協議第１３号「新市将来構想について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
渡部次長	議長。
伊藤議長	どうぞ。
渡部次長	協議第１３号「新市将来構想について」、ご説明を申し上げます。 お手元の会議資料（その２）の１５ページをご覧くださいと思います。 ご案内のとおり、将来構想につきましては、新市建設計画策定小委員会へ付託して審議を進めてまいりました。その報告に基づきまして、確認を求めるものでございます。協議会委員の皆様へは、その都度資料をお送りいたしておりますので、概略等につきましては御存じのことかと存じますが、概要について、先ほどの委員長報告にありました報告書に添付しております別冊の新市将来構想（案）に沿ってご説明させていただきます。

発言者	議題・発言内容
渡部次長	別冊の今日お配りしておりました、「新市将来構想（案）について」、お出しいただいたと思います。 将来構想（案）の３ページをお開きください。 初めに、序のところで将来構想についてということで、３行目からでございますが、国においてからで、その段で、全国的な流れをご説明しております。 その中段の、西条市、東予市、丹原町、小松町のところで、２市２町の合併協議の経過を述べております。それで、その下のこの「将来構想は」以下で、合併協議会の取り組みの一環として、社会潮流や住民の意向、あるいは地域の現状等を踏まえたうえで、２市２町における合併の方向性や将来のまちづくりの基本的な考え方を示し、さらに取り組むべき施策を体系化して示すものである。また、将来構想を通じて、２市２町が今後の進むべき道を明確にするだけでなく、住民における合併への意識・理解度を高めることを目的としている。今後、将来構想に引き続いて、「新市建設計画」を策定し、具体的な取り組みについてさらに整理することにより、円滑な合併に向けての検討を進めていくこととしているとし、将来構想の目的を述べております。 続きまして、４ページをお開きください。 ４ページから２３ページまでで、「地域のあらましと課題」を提示しております。２市２町の歴史的な事情や、各種統計データ、現地調査等の整理により、現状分析を行ったもの、また２市２町の特徴や課題について整理し、記述しております。 ２４ページをお開きください。 ２４ページから２５ページのところで、「合併の背景と必要性」

発言者	議題・発言内容
渡部次長	ということで、全国的な時代潮流の整理や国・県を中心とする市町村合併の動向を整理し、２市２町の地域の特性、これは３４ページのところでございますが、２市２町の地域の特性や各行政分野についての課題及び合併の必要性について整理をし、また、４８ページをお開きください。住民意向調査の結果から見た合併に対する期待や課題を整理しています。４８ページの住民意向の状況のところで、２市２町における合併に対する住民の意識では、次のような傾向が示された。 まず、①として、合併に伴って期待すること。「行財政の効率化」、「行政サービスの充実」、「公共料金が見直され、安価になる」といった行財政全般の改革、効率化に関する期待が高く、「今までと違った新しい発想のまちづくりができる」への期待もあります。 ②として、合併に伴って心配すること。「中心部と周辺部など地域格差が生まれる」、「行き届いた行政サービスが提供されなくなる」という合併に伴う行政区域の拡大による懸念とともに、「税金や公共料金負担がふえる」との意見が多いところです。 ３番目に、新しいまちの将来像。「安心して暮らせる医療・福祉のまち」が圧倒的に多く、次いで「水と緑のあふれるまち」など、安心して快適な環境を求める声が強かった。 ４番目に、合併によって強化される自慢（特長）。「海と山の双方に恵まれた豊かな自然資源」が最も多く、次いで「多彩な産業で構成される地域経済」が続いております。 １枚めくっていただきまして、５０ページで、合併後の政策の推進姿勢。「事業の拡大については、将来の財政への影響を十分踏まえて行ふべき」という一定の節度を持ちながら、まちづくりを進め

発言者	議題・発言内容
渡部次長	ていくべきとの声が多くありました。 6番目に、合併を機に推進すべき施策・事業。「地域に身近な行政サービスの窓口の設置」、「地域内での高度な医療施設の整備」、「高齢者・障害者・児童等の福祉サービスの充実」が多くなっています。 7番として、現在の行政サービスの満足度と将来への期待度。現在の行政サービスに対しては、全体としてはまずまずの満足度を得ているが、各産業の振興と地域情報化に対する満足度がやや低い傾向にあります。今後の期待としては、保健・医療・福祉分野全般と、下水道、ごみ処理・リサイクル、自然環境の保全等生活環境分野の充実に対する期待が強くなっております。 続きまして、51ページから55ページのところで、「合併の効果」。そのこのところで、①としまして、51ページで「生活利便性の向上」、52ページのところで、②としまして、「新たな都市イメージの形成」、53ページのところで、「一体性・効果的なまちづくりの展開」、54ページのところで、「行財政の効率化・高度化」の四つの視点から見た合併の効果について整理しております。 続きまして、4番目としまして、56ページから57ページのところで、「合併により懸念される事項とその対応」のところで、住民意向調査による合併に対する懸念事項とその対応について、住民意向調査の順で記述しております。 続きまして、58ページから「まちづくりの基本理念・将来像」ということで、71ページまで記述しております。まず、現在の各市町の総合計画を整理し、四つの活かすべき地域の特長を踏まえたうえで、新市のまちづくりにおいて取り組むべきまちづくりの方向

発言者	議題・発言内容
渡部次長	について、四つの観点から述べております。 1 としまして、「各市町の将来計画」。現在の 2 市 2 町の総合計画におけるまちづくりの方向性を、人の元気や活力を高め、ゆとり・うるおいを重視し、行ってみたいまちづくりと集約しております。 2 としまして、59 ページで、「活かすべき地域の特長」。 1 番目としまして、「山と海が会う、豊かな自然」。石鎚山をはじめとする豊かな山岳とともに、抱負な水資源や瀬戸内海、自然海浜といった山と海双方に恵まれた自然環境。 2 としまして、「バランスのとれた産業集積」。集積が進む製造業や沿岸部の水産業をはじめ農林業や観光関連産業など、多様でバランスのとれた産業の集積。 ページめくっていただきまして、60 ページのところで、「新旧が融合する地域の歴史と文化」。長い歴史や活気あふれる勇壮な祭りをはじめ、多様な農林水産業や新産業都市としての発展など、個性豊かな歴史と文化の蓄積。 4 番目としまして、「広域各方面と結ばれた、恵まれた交通条件」で、山陽・関西方面へつながる高松自動車道をはじめ、松山自動車道や西瀬戸自動車道、さらに地域内を通る JR や阪神地区とつながるフェリーなど、恵まれた交通条件を挙げております。 61 ページのところで、(3) としまして、「まちづくりの方向性」について述べております。各市町の将来計画、地域の特性等を踏まえ、次の四つの基本的な方向性を示しております。 1 番としまして、「心豊かなくらしを支えるまちづくり」。地域のすべての人々が安心して暮らせ、だれもが住んでみたい、行って

発言者	議題・発言内容
渡部次長	みたいと感じられる地域の実現を目指します。 2 番目としまして、「恵まれた自然を守り、活かしたまちづくり」。恵まれた自然環境を後世に伝えるべき財産として守っていくとともに、まちづくりに際しての資源として有効に活用していくことで、地域の個性を伸ばしてまいります。 6 2 ページのところで、3 としまして、「人々の“ちえ”と“ちから”を集めたまちづくり」。地域の人々や企業及び行政の力を一つに結集し、既存産業の集積を活用しながら、企業支援機能の強化を図るとともに、人材を育てながら新しい産業の形成を目指す。2 市 2 町が有する歴史や文化を有効に活かし、地域の人々が新しいまちづくりに主体的に取り組める環境を整備してまいります。 4 番目としまして、「広い視野を持ち、世界にはばたくまちづくり」。新市は、四国、愛媛県における中核都市となるだけでなく、関西圏そして全国、さらには世界にも通用し、広域からも注目される自立した地域を目指し、人口規模としては決して大都市ではないものの、個性的で発展する都市というイメージを形成することで、居住人口や産業の集積を促進し、次なる発展へとつなげてまいります。 6 3 ページ、「将来都市像」というところで、先ほどの四つのまちづくりの方向性に基づき、新市の将来都市像を、「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」と定めております。将来都市像は、次のようなイメージを集約したものです。「石鎚山と瀬戸内海からの豊かな「水」と「緑」の恵みを受けて、人々が心豊かに、快適で質の高い暮らしを送ることができ、全国あるいは世界にも通用する、元気で優れた人材が育ち、地域経済が多様で活気あふれるとともに、

発言者	議題・発言内容
渡部次長	時代に柔軟に対応し、恵まれた交通条件を活かした拠点都市として、まちの魅力を地域から各方面に広く発信している。」。これらを集約したイメージでございます。 64ページ、「将来フレーム」のところでございますが、「人口」につきまして、合併の目標である平成16年移行20年間の将来人口を推計した結果、現在の約11万7,000人が、平成37年時点で、約10万9,000人まで減少するとの予測を得ましたが、新市においては、就業機会の拡大等による多様な世代の定住を進めることにより、合併20年後の時点での目標人口を約12万人としてまちづくりを進めていくこととしています。 65ページ、「財政」のところでございますが、財政フレームの予測は、平成13年度決算をもとに、将来予想される普通交付税の削減等については、実施年度等細部の予測が困難なため、ここでは考慮しておりません。 69ページから71ページのところにお示ししておりますように、今回の財政推計に当たっての考え方をお示ししております。まず、1で前提。2で歳入の予測手法。3として、70ページでございますが、歳出の予測手法。4としまして、合併した場合の条件設定。これらの条件設定に従い、今回は合併した場合の経常的な収支について推計をしました。 推計の結果、66ページの表でございますが、合併後10年間で合併した場合の経常的な収支の見込みの額は、約373億円。合併しない場合の見込み額、約237億円で、その差額、約136億円が合併による合併効果との試算の結果を得ました。しかしながら、合併後10年目以降は、68ページの図でお示しておりますが、

発言者	議題・発言内容
渡部次長	合併後10年目以降は、地方交付税の段階的な縮減等により、合併による財政効果が低下することから、投資的な事業についての厳正な選択と適正な支出に努める必要があり、同時に、経費圧縮等の行財政改革も継続的に推進していく必要があるとしています。 続きまして、72ページでございます。ここで「土地利用構想」につきまして、「基本的な考え方」として、各市町のこれまでの土地利用計画を踏まえ、快適な環境の保全や立地条件に配慮した土地利用の推進を図るなど、基本理念に整合した土地利用をすること、また、合併後の広域的な整合性を確保しながら、旧市町区域境界での不整合を解消するよう土地利用を進めることとすること。 2としまして、土地利用に対する基本的な考え方を踏まえ、1、住宅ゾーン、2、商業・業務ゾーン、3、工業ゾーン、4、農業ゾーン、5、自然環境保全ゾーンの五つに区分し、それぞれの特長を活かした土地利用を進めることとしております。 続きまして、7の「まちづくりの体系」。74ページからでございますが、「まちづくりの体系」について、次の1から6の項目を設定し、それぞれに基本的な考え方を掲げています。 まず、1としまして、「健康で幸せな暮らしの実現」。住民意向調査で最も期待が高かった福祉の充実について、①高齢者福祉の充実。②地域福祉の充実。③健康な生活の支援。④子育て環境の充実の四つの観点から、その基本的な考え方を示しています。特に、福祉センターなど中核的な施設については、ある程度充足しているとの視点から、ハード面での整備よりも、むしろソフト面での充実に視点を置いた内容としております。 76ページでございますが、2としまして、「自然環境豊かな地

発言者	議題・発言内容
渡部次長	域の形成」。恵まれた自然や身近な生活環境を保全・整備しつつ、幅広い地球環境への対応を本格的に展開するため、1、自然環境の保全、2、生活環境の保全、3、環境資源を活かした地域づくりの三つの観点から、その基本的な考え方を示しております。ここでは、住民意向調査で比較的要望の強かった自然環境への配慮をできる限り念頭に置き、環境資源を活かしたまちづくりを提案しております。 78ページをお開きください。 3として、「安心して快適に暮らせる生活基盤の整備」。日常の生活利便性の向上はもとより、災害に対しても安心して暮らせる取り組みを進め、「住んで良かった、住んでみたい」と思える快適な地域をつくるため、1、交通体系の整備、2、都市基盤の整備、3、防災体制の強化、4、地域情報化の推進の四つの観点から、その基本的な考え方を示しております。特に、広域的な幹線道路や、地域区間道路に対する要望が強かったこともあり、その点も考慮して、総合的な交通網の整備について記述しました。また、南海大地震発生等も言われておることから、災害に強いまちづくりについても記述を行っています。 80ページをお開きください。 4として、「豊かな心を育てる教育・文化の創造」。心豊かな人間形成を図り、創造的に学び、楽しく過ごせるまちづくりを目指すため、1、学校教育の充実、2、人材教育・活用の充実、3、地域文化の継承・形成、4、歴史文化の保全・活用、5、生涯学習の充実、6、スポーツ・レクリエーションの振興、7、人権・同和教育の充実の七つの観点からその基本的な考え方を示しております。

発言者	議題・発言内容
渡部次長	具体的には、学校教育の充実はもちろんのこと、合併により懸念されております伝統文化の継承などにも力を入れていこうということで、記述させていただいております。 ８２ページをお開きください。 ５としまして、「活力ある産業の育成」。既存の産業集積を充実するとともに、恵まれた地域資源や新技術の活用により新しい経済の基盤を築き、定住人口や交流人口の拡大を通じて、にぎわいと活気のあふれる地域を創造するため、１、既存産業の振興、２、新しい産業の育成、３、集客の振興、４、人材の育成の四つの観点から、その基本的な考え方を示しております。 ２市２町のバランスのとれた産業集積を、合併によってさらに飛躍させようという視点によりまして、既存産業はもちろん、新しい産業の育成にも力を入れていこうとするものでございます。また、合併によって、観光資源をさらに全体整備することで、新たな観光集客を図ろうとするものでございます。 ８４ページをお開きください。 ６としまして、「まちづくりをすすめるために」。「まちづくりの体系」に掲げた基本的な考え方を円滑に実現していくため、行政と住民との信頼関係を確立し、適切な役割分担と連携のもと、「協働」のまちづくりを進める。また、時代のニーズに合った行財政運営を実施するとともに、自立した地域運営の仕組みを構築するため、１、経営感覚のある地域運営の実践、２、住民参画・情報公開の推進、３、コミュニティ活動の推進、４、市民活動の拡充、５、広域連携の推進の五つの観点から、その基本的な考え方を示しております。特に、行政と住民との協働関係が重要になっていますことから、

発言者	議題・発言内容
渡部次長	住民参画のシステムづくりを念頭に置いて、新たな住民とのパートナーシップを築いていこうとするものでございます。 86ページをお開きください。 大きな8番として、「リーディング・プロジェクト」について、位置づけております。まちづくりの体系に従い、特に実現が期待される具体の先導的な事業（リーディング・プロジェクト）について、現段階の案として示しております。今後は、その必要性や事業費等を精査したうえで、確定していくこととしています。 1、「健康で幸せな暮らしの実現」に関する重点事業。その一つとして、在宅福祉推進事業実。2、子育て支援事業。3、世代間交流事業。 88ページをお開きください。 大きな2番として、「自然環境豊かな地域の形成」に関する重点事業。1、水と緑の環境形成事業。2、市民レベルでの環境意識啓発事業。3、スローライフ振興事業。4、環境型社会形成推進事業。 90ページをお開きください。 3として、「安心して快適に暮らせる生活基盤の整備」に関する重点事業。1、交流ふれあい道路整備事業。2、路線バス再生事業。3、東予港整備事業。4、下水道整備事業。5、防災機能整備事業。6、定住促進事業。7、地域情報システム整備事業。 大きな4としまして、92ページでございます。「豊かな心を育てる教育・文化の創造」に関する重点事業。1、高等教育の場の整備事業。2、市民イベント連携事業。3、文化活動支援事業。4、地域の歴史教育事業。 93ページでございますが、5としまして、「活力ある産業の育

発言者	議題・発言内容
渡部次長	成」に関する重点事業。１、産業基盤の整備事業。２、環境にやさしい産業の振興事業。３、観光集客振興事業。４、エコツーリズム振興事業。５、人材発掘・育成事業。 ９５ページでございますが、大きな６としまして、「まちづくりをすすめるために」に関する重点事業。１、市民参画促進事業。２、仮称ではありますが、市民活動支援センターの整備・運営事業。３、公共施設アドプト事業。４、住民交流事業。 以上、それぞれの事業を説明しております。 最後になりましたが、９６ページに、まとめとして、本将来構想の構成を図示しております。 以上、簡単ですが、ご説明を終わります。よろしくお願いいたします。
伊藤議長	長時間にわたりましての一つの説明であります。 協議第１３号につきまして、ご意見等々伺いたいと思います。 本件であります、協議第１３号「新市将来構想」につきまして、次回の合併協議会まで継続協議とさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。
伊藤議長	（「異議なし」の声あり） ありがとうございました。 以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。 委員の皆様のご協力に感謝申し上げまして、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。

